

国立大学法人東京農工大学監事監査規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学監事監査規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第11条第4項及び第5項の規定に基づき、監事が行う国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の監査(以下「監査」という。)及び意見の提出に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第11条第4項から第9項までの規定に基づき、<u>監事及び監事が行う国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の監査(以下「監査」という。)</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(監事の職務及び権限)</u></p> <p><u>第1条の2 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 監事は、いつでも、役員(監事を除く。以下同じ。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p><u>3 監事は、本学が法人法又は準用通則法(法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)をいう。以下同じ。)の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</u></p> <p><u>4 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人</u></p>	

<p>(新設)</p> <p>第3章 監査後の措置 (文部科学大臣への意見の提出)</p> <p>第10条 監事は、法人法第11条第5項の規定により文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。</p> <p>第4章 監事の機能 (監事に回付する文書)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。</p> <p>(1) <u>文部科学大臣に提出する認可又は承認の申請書その他の重要な文書</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><u>の子法人(国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</u></p> <p>6 <u>監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。</u></p> <p>(学長等への報告義務)</p> <p><u>第1条の3 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>第3章 監査後の措置 (文部科学大臣への意見の提出)</p> <p>第10条 監事は、法人法第11条第9項の規定により文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。</p> <p>第4章 監事の機能 (監事に回付する文書)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第1条の2第3項に規定する文書その他の重要な文書</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	
---	--	--

<p>2 (略)</p> <p>(財務諸表等についての意見書)</p> <p>第13条 法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第38条に規定する財務諸表及び決算報告書について、監事は意見書を作成するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(財務諸表等についての監査報告)</p> <p>第13条 監事は、準用通則法に定める財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書についての監査報告を作成するものとする。</p>	
---	---	--

附 則 (規程第36号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の2第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第1条の3の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。